令和７年度　決算報告

問財政課財務管理室（☎75−8922）

９月の市議会定例会で認定された令和７年度の決算概要と健全化判断比率・資金不足比率などについてお知らせします。

一般会計

令和７年度の一般会計は、歳入総額（457億7,117万円）、歳出総額（423億8,653万円）で、差し引くと33億8,464万円となりました。その額から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の財源）を差し引いた収支（実質収支）は、28億9,580万円で、**「黒字」**となりました。

一般会計　歳入（収入）
457億7,117万円

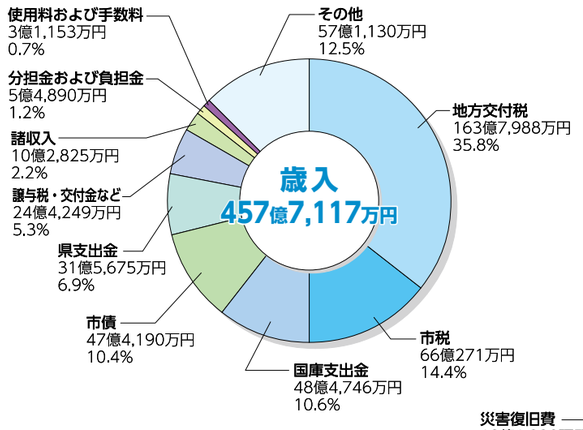

■主に市債、県支出金が増加、譲与税・交付金等は減少

令和６年度から市債が13億8,200万円増加、県支出金が７億1,587万円増加しました。譲与税・交付金などは8,258万円減少しました。収入総額は、前年度と比べて26億698万円増加しました。

一般会計　歳出（支出）
423億8,653万円

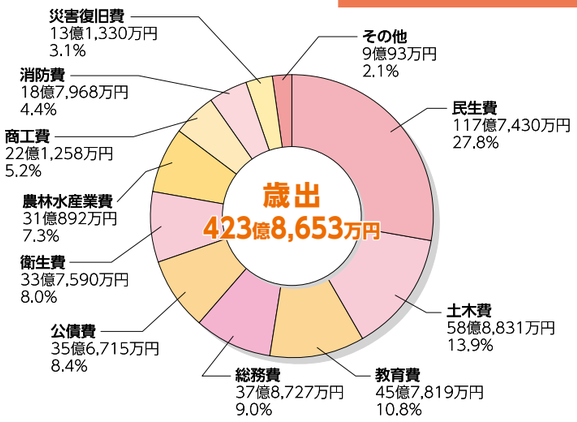

■主に教育費、総務費が増加、消防費は減少

教育費は小中学校施設整備事業などにより、９億829万円、総務費は公共施設の照明設備LED化事業などにより、６億553万円増加しました。

消防費は防災行政無線更新事業の減などにより、５億7,171万円減少しました。

歳出総額は前年度と比べて、25億6,795万円の増額となりました。

【歳入】

地方交付税　市の財政状況に応じて国税の一部から交付されるお金
市　税　市民税や固定資産税など
国庫支出金　特定の事業の経費に充てるため、国から交付されるお金
市　債　国や市内金融機関から借り入れるお金
県支出金　特定の事業の経費に充てるため、県から交付されるお金
諸収入　延滞金加算金・雑入など、どの区分にも属さないお金
譲与税・交付金など
　地方消費税の一部を人口などで案分して国から交付されたお金など
分担金および負担金
　保育園入園者負担金・学童保育利用料・各種検診負担金などによるお金
使用料および手数料
　各施設の使用料・証明手数料などによるお金
そ の 他　寄附金や繰入金、繰越金などによるお金

【歳出】

民　生　費　高齢者や障がい者福祉、医療、子育てなど
土　木　費　道路、河川、公園の整備・管理など
教　育　費　学校教育、公民館、図書館、スポーツ振興など
総　務　費　市役所の運営、まちづくり、防犯、選挙など
公　債　費　市の借金（市債）返済にかかる経費
衛　生　費　健診、予防接種、ごみ収集処理など
農林水産業費　農業用施設、林道、農業振興など
商　工　費　観光、産業振興、企業誘致など
消　防　費　消防、救急、防災対策など
災害復旧費　災害からの復旧にかかる経費など
そ の 他　議会費・労働費・消防費・諸支出金の支出金

市債（借入金）残高

市債借入残高	令和７年度末	令和６年度末
一般会計	337億7,532万円	323億5,270万円
情報通信事業	3億8,004万円	2億8,499万円
蒲萄スキー場	−	1億　952万円
上水道事業	44億9,658万円	46億5,756万円
簡易水道事業	13億9,973万円	14億　867万円
下水道事業	245億3,460万円	261億　826万円

※蒲萄スキー場特別会計は令和６年度で廃止

市債は、主に道路や学校など長期間利用していく施設などの建設費用のための借入金です。

市債の発行により、次世代の人々にも費用を負担していただき、世代間の公平性を考慮しています。

また、交付税算入率の高い過疎対策事業債などを借り入れることで、財政負担の軽減を図っています。

特別会計

特別会計	歳　入	歳　出
土地取得	6億9,295万円	6億9,295万円
情報通信事業	3億1,411万円	3億1,411万円
国民健康保険	56億3,009万円	54億4,797万円
後期高齢者医療	9億8,531万円	9億8,446万円
介護保険	84億9,906万円	82億9,458万円

特別会計とは、特定の事業を行う場合にその事業で得られる収入を主な財源として、事業に係る経費を支出するため、一般会計とは別に収支を管理する会計です。

特別会計では、事業の実施にあたり必要な財源に不足が生じる場合には、一般会計や基金から資金の繰り入れをして財源の補てんを行っています。

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率（※１）　（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度（参考）	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（※２）	−	−	12.27	20
連結実質赤字比率（※３）	−	−	17.27	30
実質公債費比率（※４）	11.6	11.9	25	35
将来負担比率（※５）	69.6	69.6	350	

資金不足比率（※６）　（単位：％）

資金不足比率	令和７年度	令和６年度（参考）	経営健全化基準
上水道事業会計	−	−	20.00
簡易水道事業会計	−	−	20.00
下水道事業会計	−	−	20.00

※資金不足額がないため「−」と記載

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、決算に基づいた「健全化判断比率」と公営企業部門（上水道事業や下水道事業）の『資金不足比率』を公表します。

この比率は、財政の健全度を測るもので、令和７年度は全ての比率で基準を下回っていました。また、監査委員の監査を受けて市議会に報告されています。

※１　健全化判断比率
健全化判断比率には、『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』があります。それぞれの比率が『早期健全化基準』『財政再生基準』を超えたときは、『財政健全化計画』『財政再生計画』を策定し、国や県の勧告を受けながら財政の健全化を図ることになります。

※２　実質赤字比率
住民票の発行や道路建設など市民の皆さんに広く関わる部門を行っている『一般会計』などの赤字額の比率です。
令和７年度決算合計は黒字でしたので『−』と表示しています。

※３　連結実質赤字比率
実質赤字比率に国民健康保険、介護保険、水道、下水道事業などの市で運営しているすべての会計を加えた市全体の赤字額の比率です。
令和７年度各会計決算合計は黒字でしたので『−』と表示しています。

※４　実質公債費比率
一般会計などで支払う市債償還金のほか、老人ホーム建設の負担金や特別会計、一部事務組合の借入金償還の負担分など昨年１年間で債務をどの程度負担したのかを判断する比率です。
早期健全化基準の25％を超えると市債の発行が制限され、市独自の施策が難しくなります。

※５　将来負担比率
これから先の負担が、どのくらいあるのかを示す比率です。市債の残高や福祉施設建設への負担、特別会計、一部事務組合の借入金への負担金、職員の退職金など、将来、財政を圧迫する可能性のある負担をもとに算定されます。市の比率は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、今後も市債の発行を抑えるなど、負担の軽減に努めます。

※６　資金不足比率
水道事業や下水道事業などの公営企業の資金不足を事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す比率です。
流動資産が流動負債（解消可能資金不足額を控除した）を上回るため、資金不足はありませんでしたので『−』と表示しています。